

四日市市学校給食センター設置条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第48号

四日市市学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する学校給食を実施するための共同調理場として、四日市市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 四日市市学校給食センター
- (2) 位置 四日市市赤水町971番地1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局学校教育課)